

# 熊本市公報

## 第 1 4 5 5 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号  
熊本市総務局行政管理部総務課  
発行日 毎 月 末 日

### 目 次

### 条 例

|                                                |     |
|------------------------------------------------|-----|
| ○住居表示の実施による町名変更に伴う関係条例の整備に関する条例（第 84 号） .....  | 427 |
| ○熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例（第 85 号） .....           | 428 |
| ○熊本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例（第 86 号） .....           | 429 |
| ○熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例（第 87 号） ..... | 430 |

### 規 則

|                                            |     |
|--------------------------------------------|-----|
| ○熊本市危険物規制に関する規則の一部を改正する規則（第 86 号） .....    | 436 |
| ○市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則（第 87 号） ..... | 437 |
| ○熊本市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則（第 88 号） .....   | 439 |
| ○熊本市会計規則の一部を改正する規則（第 89 号） .....           | 440 |
| ○熊本市道路管理規則の一部を改正する規則（第 1 号） .....          | 443 |

### 訓 令

|                                        |     |
|----------------------------------------|-----|
| ○熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令（第 11 号） ..... | 444 |
|----------------------------------------|-----|

### 公 告

|                                                     |     |
|-----------------------------------------------------|-----|
| ○空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条第 10 項に基づく公告（第 802 号） ..... | 445 |
| ○土地区画整理法第 77 条第 5 項に基づく公告（第 5 号） .....              | 447 |
| ○空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条第 10 項に基づく公告（第 32 号） .....  | 449 |

### 議 会 局

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| ○熊本市議会会議規則の一部を改正する規則（第 4 号） ..... | 450 |
|-----------------------------------|-----|

|     |
|-----|
| 条 例 |
|-----|

条 例 第 8 4 号

令和 3 年 1 2 月 1 7 日

住居表示の実施による町名変更に伴う関係条例の整備に関する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

住居表示の実施による町名変更に伴う関係条例の整備に関する条例

(熊本市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 熊本市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和39年条例第48号)の一部を次のように改正する。

別表熊本市西消防署の部中央区の項中「、十禅寺町」を削り、「十禅寺1丁目」の次に「、十禅寺4丁目」を、「世安町」の次に「、世安1丁目、世安2丁目、世安3丁目」を加える。

(熊本市区の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 熊本市区の設置等に関する条例(平成23年条例第61号)の一部を次のように改正する。

別表中央区の項中「、十禅寺町」を削り、「十禅寺1丁目」の次に「、十禅寺4丁目」を、「世安町」の次に「、世安1丁目、世安2丁目、世安3丁目」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 条 例 第 8 5 号

令和 3 年 1 2 月 1 7 日

熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例

熊本市国民健康保険条例（昭和 5 0 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「4 0 万 4 千円」を「4 0 万 8 千円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 7 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に給付事由の発生した出産育児一時金について適用し、同日前に給付事由の発生した出産育児一時金については、なお従前の例による。

## 条 例 第 8 6 号

令和 3 年 1 2 月 1 7 日

熊本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

熊本市自転車駐車場条例(昭和 6 0 年条例第 2 9 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「同項第 6 号」を「同項第 7 号」に改める。

別表第 2 に次のように加える。

|              |                     |
|--------------|---------------------|
| 熊本市植木駅自転車駐車場 | 熊本市北区植木町荻迫 6 2 番地 8 |
|--------------|---------------------|

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定は、公布の日から施行する。

## 条 例 第 87 号

令和 3 年 1 2 月 1 7 日

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例（平成12年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項中「、第68条の69第3項第7号イ」を削り、同表2の項中「、第68条の69第3項第7号ロ」を削り、同表4の項中「、第38条の5第9項又は第39条の98第9項」を「又は第38条の5第9項」に改め、同表5の項中「、第38条の5第10項第4号又は第39条の98第10項第2号」を「又は第38条の5第10項第4号」に改める。

別表第6の1の項事務の欄中「第3項」を「第5項」に改め、「又は5の項」を削り、同項金額の欄を次のように改める。

- |                                                |
|------------------------------------------------|
| (1) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。） |
| 48,000円                                        |
| (2) 一戸建ての住宅以外の住宅                               |
| ア 区分所有住宅（長期優良住宅促進法第5条第1項の区分所有住宅をいう。以下同じ。）      |
| (7) 総住戸数（1棟当たりの住宅の戸数の総数をいう。以下同じ。）が1戸から5戸までのもの  |
| 125,000円                                       |
| (イ) 総住戸数が6戸から10戸までのもの                          |
| 199,000円                                       |

(ウ) 総住戸数が11戸から25戸までのもの  
395,000円

(エ) 総住戸数が26戸から50戸までのもの  
708,000円

(オ) 総住戸数が51戸から100戸までのもの  
1,216,000円

(カ) 総住戸数が101戸から200戸までのもの  
2,250,000円

(キ) 総住戸数が201戸から300戸までのもの  
3,215,000円

(ク) 総住戸数が301戸以上のもの  
3,943,000円

イ 区分所有住宅以外の住宅 アに規定する金額を申請住戸数（同時に申請された住宅の戸数の総数をいう。以下同じ。）で除して得た額

別表第6の2の項事務の欄中「第3項」を「第5項」に改め、同項金額の欄を次のように改める。

(1) 一戸建ての住宅 71,000円

(2) 一戸建ての住宅以外の住宅

ア 区分所有住宅

(ア) 総住戸数が1戸から5戸までのもの  
187,000円

(イ) 総住戸数が6戸から10戸までのもの  
299,000円

(ウ) 総住戸数が11戸から25戸までのもの  
593,000円

(エ) 総住戸数が26戸から50戸までのもの  
1,062,000円

(オ) 総住戸数が51戸から100戸までの

もの 1, 825, 000円

(カ) 総住戸数が101戸から200戸まで

のもの 3, 377, 000円

(キ) 総住戸数が201戸から300戸まで

のもの 4, 826, 000円

(ク) 総住戸数が301戸以上のもの

5, 918, 000円

イ 区分所有住宅以外の住宅 アに規定する金額を申請住戸数で除して得た額

別表第6の3の項事務の欄中「第3項」を「第5項」に、「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に改め、同項名称の欄中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に改め、同項金額の欄を次のように改める。

(1) 一戸建ての住宅 15, 000円

(2) 一戸建ての住宅以外の住宅

ア 区分所有住宅

(ア) 総住戸数が1戸から5戸までのもの

26, 000円

(イ) 総住戸数が6戸から10戸までのもの

43, 000円

(ウ) 総住戸数が11戸から25戸までのもの

70, 000円

(エ) 総住戸数が26戸から50戸までのもの

112, 000円

(オ) 総住戸数が51戸から100戸までのもの

170, 000円

(カ) 総住戸数が101戸から200戸までのもの

288, 000円

(キ) 総住戸数が201戸から300戸までのもの

364, 000円

(ク) 総住戸数が301戸以上のもの  
413,000円

イ 区分所有住宅以外の住宅 アに規定する金  
額を申請住戸数で除して得た額

別表第6の4の項事務の欄中「第3項」を「第5項」に、「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に改め、同項名称の欄中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に改め、同項金額の欄を次のように改める。

(1) 一戸建ての住宅 22,000円

(2) 一戸建ての住宅以外の住宅

ア 区分所有住宅

(ア) 総住戸数が1戸から5戸までのもの  
39,000円

(イ) 総住戸数が6戸から10戸までのもの  
63,000円

(ウ) 総住戸数が11戸から25戸までのもの  
105,000円

(エ) 総住戸数が26戸から50戸までのもの  
167,000円

(オ) 総住戸数が51戸から100戸までのもの  
255,000円

(カ) 総住戸数が101戸から200戸までのもの  
432,000円

(キ) 総住戸数が201戸から300戸までのもの  
547,000円

(ク) 総住戸数が301戸以上のもの  
621,000円

イ 区分所有住宅以外の住宅 アに規定する金  
額を申請住戸数で除して得た額

別表第6の5の項を削り、同表6の項中「8の項又は10の項」を「7の項」に改め、同項を同表5の項とし、同表7の項中「9の項」を「8の項」に改め、同項を同

表6の項とし、同表8の項中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に改め、同項を同表7の項とし、同表9の項中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に改め、同項を同表8の項とし、同表10の項を削り、同表11の項中「第9条第1項」の次に「又は第3項」を加え、同項を同表9の項とし、同表12の項中「認定計画実施者の」を削り、同項を同表10の項とし、同表に次のように加える。

|    |                                                               |                       |          |
|----|---------------------------------------------------------------|-----------------------|----------|
| 11 | 長期優良住宅促進<br>法第18条第1項<br>の規定に基づく容<br>積率の特例の許可<br>の申請に対する審<br>査 | 容積率特例<br>許可の申請<br>手数料 | 160,000円 |
|----|---------------------------------------------------------------|-----------------------|----------|

別表第6備考第1項中「共同住宅等」を「区分所有住宅以外の住宅」に改め、同表備考第2項を次のように改める。

- 2 登録住宅性能評価機関とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関をいう。

別表第6備考第6項中「6の項から10の項」を「5の項から8の項」に改め、同項を同表備考第8項とし、同表備考第5項中「5の項」を「4の項」に改め、同項を同表備考第7項とし、同表備考第4項中「6の項から10の項」を「5の項から8の項」に、「5の項」を「4の項」に改め、同項を同表備考第6項とし、同表備考第3項中「5の項」を「4の項」に改め、同項を同表備考第5項とし、同項の前に次の2項を加える。

- 3 確認書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書をいう。
- 4 住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の住宅性能評価書であって、同法第6条の2第4項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものをいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 2 月 2 0 日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の別表第 6 の規定は、この条例の施行の日以後行われる申請に係る手数料について適用する。
- 3 この条例の施行の際現に住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 4 8 号）による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 2 0 年法律第 8 7 号）第 6 条第 1 項の認定を受けている長期優良住宅建築等計画に係る変更（譲受人を決定した場合における変更を含む。）の認定及び地位の承継の承認に係る手数料については、この条例による改正後の別表第 6 及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

|     |
|-----|
| 規 則 |
|-----|

規 則 第 86 号

令和 3 年 12 月 24 日

熊本市危険物規制に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市危険物規制に関する規則の一部を改正する規則

熊本市危険物規制に関する規則（昭和 63 年規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「前項」を「府令第 1 条の 6」に改め、同項を同条第 1 項とし、同条第 3 項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「及び第 2 項」を削り、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項中「第 2 項」を「第 1 項」とし、同項を同条第 4 項とする。

第 10 条中「所有者等」を「所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）」に、「に規定する届出書に」を「の規定により届出書に同条後段の書類を添付するほか」に、「次に掲げる書類」を「危険物取扱者免状の写し」に改め、同条各号を削る。

第 15 条の 2 第 1 項中「所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）」を「所有者等」に改め、同項第 5 号中「所在場所の地番」を「所在地の表記」に改める。

## 附 則

- 1 この規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の熊本市危険物規制に関する規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

## 規 則 第 87 号

令和 3 年 12 月 24 日

市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

市税に関する文書の様式を定める規則（平成 6 年規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表様式第 17 号の項を次のように改める。

|          |    |  |
|----------|----|--|
| 様式第 17 号 | 削除 |  |
|----------|----|--|

別表様式第 26 号の項及び様式第 27 号の項を次のように改める。

|          |    |  |
|----------|----|--|
| 様式第 26 号 | 削除 |  |
| 様式第 27 号 | 削除 |  |

別表様式第 27 号の 2 の項を削り、同表様式第 28 号の項を次のように改める。

|          |    |  |
|----------|----|--|
| 様式第 28 号 | 削除 |  |
|----------|----|--|

別表様式第 31 号の項及び様式第 31 号の 2 の項中「第 2 条第 4 項ただし書」を「第 2 条第 3 項ただし書」に改め、同表様式第 35 号の項を次のように改める。

|          |    |  |
|----------|----|--|
| 様式第 35 号 | 削除 |  |
|----------|----|--|

別表様式第 42 号の項を次のように改める。

|          |    |  |
|----------|----|--|
| 様式第 42 号 | 削除 |  |
|----------|----|--|

別表様式第 42 号の 2 の項及び様式第 47 号の項を削り、同表様式第 46 号の 2 の項を同表様式第 47 号の項とし、同表様式第 48 号の項を削り、同表様式第 48 号の 2 の項を同表様式第 48 号の項とし、同表様式第 50 号の項を次のように改める。

|          |          |                 |
|----------|----------|-----------------|
| 様式第 50 号 | 固定資産評価員証 | 法第 353 条及び第 404 |
|----------|----------|-----------------|

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | 条 |
|--|--|---|

別表様式第50号の2の項を削り、同表様式第51号の項中「固定資産評価員及び固定資産評価補助員の身分を証明する証」を「固定資産評価補助員証」に改め、「第404条」を削り、同表様式第53号の2の項から様式第53号の7の項までを削り、同表様式第54号の項を次のように改める。

|        |    |  |
|--------|----|--|
| 様式第54号 | 削除 |  |
|--------|----|--|

別表様式第58号の項を削り、同表様式第58号の2の項を同表様式第58号の項とし、同表様式第60号の項及び様式第61号の項を削り、同表様式第59号の2の項を同表様式第60号の項とし、同表様式第59号の3の項を同表様式第61号の項とし、同表様式第62号の項を次のように改める。

|        |    |  |
|--------|----|--|
| 様式第62号 | 削除 |  |
|--------|----|--|

別表様式第66号の項を次のように改める。

|        |    |  |
|--------|----|--|
| 様式第66号 | 削除 |  |
|--------|----|--|

別表様式第90号の項中「第56条の17」の次に「及び第56条の17の2」を加える。

様式第1号及び様式第1号の2を次のように改める。

## 規 則 第 88 号

令和 3 年 12 月 27 日

熊本市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市国民健康保険条例施行規則（昭和 50 年規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「1 万 6 千円」を「1 万 2, 000 円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第 13 条の規定は、この規則の施行の日以後に給付事由の発生した出産育児一時金について適用し、同日前に給付事由の発生した出産育児一時金については、なお従前の例による。

## 規 則 第 89 号

令和 3 年 12 月 28 日

熊本市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市会計規則の一部を改正する規則

熊本市会計規則（昭和 39 年規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条の見出しを「（指定納付受託者の指定等）」に改め、同条第 1 項中「第 231 条の 2 第 6 項に規定する指定代理納付者（以下「指定代理納付者」という。）の指定をしよう」とを「第 231 条の 2 の 3 の規定により同項の指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）を指定しよう」とに改め、同条第 2 項中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、「指定したとき」の次に「、指定納付受託者の指定内容を変更したとき又は指定納付受託者の指定を取り消したとき」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 法第 231 条の 2 の 6 第 4 項の証明書は、立入検査実施者身分証明書（様式第 1 号）とする。

第 18 条中「様式第 1 号」を「様式第 2 号」に改める。

第 19 条の 2 第 4 項中「様式第 2 号」を「様式第 3 号」に改める。

第 38 条第 1 項中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

様式第 2 号を様式第 3 号とし、様式第 1 号を様式第 2 号とし、同様式の前に次の 1 様式を加える。

## 様式第1号（第17条関係）

（表）

|                                                    |        |
|----------------------------------------------------|--------|
| 第 号                                                |        |
| 立 入 検 査 実 施 者 身 分 証 明 書                            |        |
| 写 真                                                | 所 属    |
|                                                    | 氏 名    |
|                                                    | 年 月 日生 |
| 上記の者は、地方自治法第231条の2の6第3項の規定により立入調査等を行う職員であることを証明する。 |        |
| 年 月 日                                              |        |
| 熊本市長                                               | 印      |

4.8センチメートル

8センチメートル

（裏）

## 参考条文

地方自治法（昭和22年法律第67号）（抜粋）

（指定納付受託者の帳簿保存等の義務）

## 第231条の2の6

- 3 地方公共団体の長は、前3条、この条及び第231条の4の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定納付受託者の事務所に立ち入り、指定納付受託者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

附 則

この規則は、令和4年1月4日から施行する。

規 則 第 1 号

令和 4 年 1 月 1 2 日

熊本市道路管理規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市道路管理規則の一部を改正する規則

熊本市道路管理規則（昭和45年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第19条（見出しを含む。）中「道路予定地」を「道路予定区域」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

|     |
|-----|
| 訓 令 |
|-----|

訓 令 第 1 1 号

令和 3 年 1 2 月 2 8 日

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市事務決裁に関する訓令(平成 8 年訓令第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 1 0 条健康福祉政策課長専決事項の項に次の 2 号を加える。

- (3) 臨時特別給付金の申請に係る郵便料の支出に関する事。
- (4) 臨時特別給付金に係る口座振替手数料の支出に関する事。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

公 告

公告第802号

令和3年12月17日

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項の特定空家等であると認められる建築物（以下「本件建築物」という。）について、その所有者及び管理者（以下「所有者等」という。）を確認することができないため、同法第14条第10項の規定により、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一史

## 1 本件建築物の所在等

所在 熊本市西区横手2丁目1197番地2

用途 住宅

## 2 所有者が行うべき措置

（1）本件建築物を除却すること

（2）本件建築物の敷地内の立木等を除却すること

（3）本件建築物の内部又はその敷地に残地されている動産等（以下「動産等」という。）を措置の期限までに運び出し、適切に処分等すること

（4）本件建築物等の除却により発生する動産等を措置の期限までに関係法令に従って適切に処理すること

## 3 措置の期限

令和4年（2022年）2月7日

## 4 略式代執行

期限までに措置が行われない場合は、熊本市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、所有者等の負担において、本件建築物を

除却する。

5 本件建築物の内部又はその敷地に残置されている動産等の取扱い

市長等が本件建築物を除却する際、本件建築物の中及びその敷地に残置されている動産等は、当該動産等に相当の価値があると市長等が認めるものを除き、撤去・処分する。

動産等について所有権その他の権利を主張する者は、措置の期限までに当該動産等を搬出し、又はその物を指定して動産等を保管し、若しくは引き渡すよう以下の問い合わせ先へ通知すること。

6 問い合わせ先

〒860-8601

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市都市建設局住宅部空家対策課

電話（直通） 096-328-2514

## 公告第5号

令和4年1月4日

熊本都市計画事業植木中央土地区画整理事業において、下記の者に対する土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第1項の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第2項が準用する同法77条第5項の規定により当該通知書の送付に代えてその内容を次のとおり公告する。

熊本都市計画事業植木中央土地区画整理事業

施行者 熊本市

代表者 熊本市長 大西 一史

## 記

## 1 換地処分通知の送付を受けるべき者

| 氏名    | 住所                |
|-------|-------------------|
| 永田 晴美 | 熊本県菊池市大字隈府 155 番地 |

## 2 通知の内容

土地区画整理法第103条第1項の規定により、熊本都市計画事業植木中央土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書及び換地図のとおり換地処分します。

## (教示)

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求することができなくなります。

- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、熊本市を被告（熊本市長が被告の代表者となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

## 公告第32号

令和4年1月13日

下記特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき措置をとることを、令和4年（2022年）1月12日付け達（空対）第1号により、命ぜられているため、法第14条第11項に基づき公示します。

熊本市長 大西 一史

## 記

## 1. 対象となる特定空家等

所在地 熊本市中央区新町2丁目13番11号（住居表示）

所在地 熊本市中央区新町2丁目13番地14（地番地名）

種類 居宅

## 2. 措置の内容

建物等の全部を除却すること

特定空家等の内部又はその敷地に残置されている動産等を措置の期限までに運び出し、適切に処分等すること。

特定空家等の除却により発生する動産等を措置の期限までに関係法令に従って適切に処理すること。

人が侵入、転落しないよう侵入防止囲障を設置すること。

## 3. 命ずるに至った事由

屋根・外壁部材が破損、崩落しており、強風によって、部材が隣地や道路に飛散する恐れがある。また、雨漏りによる部材の腐食により、そのまま放置すれば倒壊等著しく危険となる恐れのある状態であるため。

## 4. 命令の責任者 熊本市都市建設局住宅部空家対策課長 小山 博徳

連絡先：096-328-2514（直通）

## 5. 措置の期限 令和4年（2022年）2月11日

|       |
|-------|
| 議 会 局 |
|-------|

議会規則第4号

令和3年12月17日

熊本市議会会議規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市議会議長 原 口 亮 志

熊本市議会会議規則の一部を改正する規則

熊本市議会会議規則（平成25年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「議員応招簿に署名し、又は押印」を「その旨を議長に通告」に改める。

別表に次のように加える。

|                  |                                           |               |                              |
|------------------|-------------------------------------------|---------------|------------------------------|
| 議員定数等の<br>あり方検討会 | 議員定数及び各選挙区選出<br>議員数のあり方に関し協議<br>又は調整を行うため | 議長が選任す<br>る議員 | 会長（会長が選任<br>されるまでの間<br>は、議長） |
|------------------|-------------------------------------------|---------------|------------------------------|

様式第2号中「第八十六条」を「第八十六条第一項」に改める。

様式第4号中「第四百四十七条の二」を「第四百四十七条の二第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。